

その他の社会福祉と国の動向

1. 地域福祉活動推進
2. 生活困窮者支援事業
3. 成年後見・権利擁護
4. 災害援護
5. 福祉バス
6. 福祉基金
7. ふれあいセンター
8. 行旅病人・行旅死亡人の取扱い
9. 指導監査
10. しおり・リーフレット
11. 参考：国における制度改正等に関する最近の動向



その他の社会福祉

1. 地域福祉活動推進

地域福祉の推進を図るため、平成 19 年に、「大津市地域福祉計画」（第 1 次計画）を、平成 24 年に第 1 次計画の基本理念を継承し第 2 次計画を策定し、関係団体や NPO、地域住民の方々とともに、地域福祉の取り組みを推進してきた。平成 28 年度で、第 2 次計画が終了したことから、平成 29 年度から平成 33 年度までを計画期間とする第 3 次計画を策定した。

今後、益々多様化・複雑化する地域課題の解決に向けては、市、社協、地域住民、関係団体等が丸となり、連携しこれまで以上に包括的に取り組む必要があることから、第 3 次計画においては、大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画と一体的な計画として策定した。

計画の進捗管理等については、大津市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において行っている。

2. 生活困窮者自立支援事業

平成 27 年 4 月の生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため生活困窮者に対して包括的な支援を行う。

大津市では、必須事業として自立相談支援事業、住居確保給付金支給業務、また任意事業として就労準備支援事業、一時生活支援事業、子どもの学習支援事業を下記のとおり実施している。

実施体制

	事業名	実施	実施方法	実施機関	所管
必須事業	自立相談支援事業	○	直営・委託	市社会福祉協議会 生活福祉課 NPO 法人大津夜まわりの会	福祉政策課 生活福祉課
	住居確保給付金	○	直営	生活福祉課	生活福祉課
任意事業	一時生活支援事業	○	委託	NPO 法人大津夜まわりの会	生活福祉課
	家計相談支援事業	×	—	—	—
	就労準備支援事業	○	委託	NPO 法人おおつ 「障害者の生活と労働」協議会	福祉政策課
	子どもの学習支援事業	○	委託	市社会福祉協議会 NPO 法人国際ボランティア学生協会 株式会社トライグループ	福祉政策課 生活福祉課

（平成 30 年度）

	新規相談受付件数（総数）	プラン作成件数（総数）	就労支援対象者数	プラン内容							就労者数	増収者数
				法に基づく事業等					その他			
				住居確保給付金	一時生活支援事業	就労準備支援事業	就労訓練事業	自立相談支援事業による 就労支援	生活福祉資金等による貸付	生活保護受給者等 就労自立促進事業		
（平成 30 年度） 自立相談支援機関												
市社会福祉協議会	421	126	79	11	0	7	0	75	18	67	70	10
生 活 福 祉 課	67	25	25	25	0	0	0	25	0	3	16	1
大津夜まわりの会	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	524	151	104	36	0	7	0	100	18	70	86	11

3. 成年後見・権利擁護

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な者を支援し、その権利を擁護する制度である。本市では、平成 28 年度より大津市権利擁護サポートセンター（特定非営利活動法人あさがおに委託）を設置し権利擁護・成年後見相談業務や成年後見制度利用申立て支援事業など、権利擁護や後見制度利用の普及を図っている。

また、平成 13 年度から成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず身寄りが無い等の理由により利用が困難な方に対して市長申立てを行うとともに、平成 21 年度に低所得の高齢者及び障害者に対して成年後見人等の報酬助成を行う制度を整備した。

権利擁護・成年後見制度利用支援事業委託

	権利擁護・成年後見相談業務	成年後見制度利用申立て支援業務
26 年度	703 件	1,242 件
27 年度	276 件	1,396 件
28 年度	966 件	1,513 件
29 年度	2,050 件	1,169 件
30 年度	2,077 件	1,201 件

市長申立て状況

	補助	保佐	後見	未審判	合計
26 年度	—	—	9 件	—	9 件
27 年度	—	—	13 件	—	13 件
28 年度	—	—	4 件	—	4 件
29 年度	—	—	6 件	—	6 件
30 年度	—	—	12 件	—	12 件

4. 災害援護

本市の区域内において災害救助法の運用を受けるに至らない災害が発生した場合にその災害による被災世帯に対し、罹災見舞金又は弔慰金を給付している。

また、この災害には市以外に滋賀県共同募金会大津市共同募金委員会、日本赤十字社からも見舞金及び援護物資が給付されている。

平成 25 年度は台風 18 号の影響により、罹災件数が大幅に増加した。

罹災見舞金額

種 類	罹災の程度	大 津 市	共同募金会	日本赤十字社
罹災見舞金	全焼・全壊	100,000 円以内／世帯	20,000 円	援護物資（毛布・日用品）
	半焼・半壊	50,000 円以内／世帯	20,000 円	
	床上浸水等	20,000 円以内／世帯	20,000 円	
弔 慰 金	死 亡	150,000 円／人	—	

罹災発生状況

	全焼・全壊	半焼・半壊	床上浸水等	死 亡
26 年度	6 件	—	—	1 件
27 年度	1 件	—	—	—
28 年度	6 件	3 件	—	—
29 年度	7 件	2 件	—	—
30 年度	2 件	2 件	—	—

5. 福祉基金

・一般

社会福祉の発展のために役立ててほしいというあたたかい寄附金をもって福祉基金を積立てている。

・交通遺児

交通遺児のために役立ててほしいというあたたかい寄附金をもって福祉基金を積み立てている。

・地域福祉

平成3年度から3年間で国からの給付を受け、高齢者の在宅福祉の向上等のため、各種民間団体が行う事業を推進することを目的に福祉基金が積み立てられている。

単位：円

	平成 29 年度末 現 在 高	平成 30 年度中の増減		平成 30 年度末 現 在 高
		積立額	取り崩し額	
一 般	69,078,848	1,335,260	0	70,414,108
交通遺児	4,370,457	104,358	510,000	3,964,815
地域福祉	315,670,295	0	0	315,670,295

6. ふれあいセンター

市内5か所のふれあいセンターでは、市民の福祉の増進及び市民の交流の促進を図るため、貸館事業を行っている。

名 称	所 在 地	電 話
大津市伊香立ふれあいセンター	伊香立下龍華町 584-157	598-2209
大津市比叡ふれあいセンター	坂本六丁目 33-19	578-0335
大津市中ふれあいセンター	皇子が丘一丁目 9-10	525-3925
大津市膳所ふれあいセンター	昭和町 15-25	522-8745
大津市南ふれあいセンター	稲津一丁目 10-20	546-0860

7. 行旅病人・行旅死亡人の取扱い

身元不明の死亡人等は「行旅病人及行旅死亡人取扱法」に基づき、当該市町村が取り扱うことになっており、生活福祉課で所管している。

年度 区分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
病 人	4	2	2	1	3
死亡人	0	3	2	0	0
計	4	5	4	1	3

8. 指導監査

平成 21 年度の中核市移行に伴う滋賀県からの権限移譲により、社会福祉法人及び社会福祉施設の適正かつ健全な運営を図るため、社会福祉法等の関係法令の規定に基づき、経理及び運営状況等について指導監査を実施するとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な事業実施を確保するため、社会福祉法人の設立認可及び定款変更認可等の事務を行っている。

また、平成 24 年度から、地方分権一括法等の施行に伴う滋賀県からの権限移譲により、指定居宅サービス事業者等、指定障害福祉サービス事業者等、有料老人ホームに対するサービスの質の確保及び給付の適正化を図るために指導等を実施している。平成 25 年度から、サービス付き高齢者向け住宅のサービス関係について検査を実施している。

(1) 社会福祉法人及び社会福祉施設

①指導監査（実地及び書面）実施状況

(単位：件)

区分 \ 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
社 会 福 祉 法 人	50	50	44	38	24
社 会 福 祉 施 設	75	76	78	79	85

②社会福祉法人の設立等認可状況

(単位：件)

区分 \ 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
設 立 認 可	3	0	0	0	0
定 款 変 更 認 可	17	12	57	17	8

③社会福祉法人等審査会の開催状況

(単位：回、件)

区分 \ 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
開 催 回 数	4	0	0	0	0
審 査 件 数	12	0	0	0	0

(2) 介護及び障害福祉サービス事業所等

① 指導監査等実施状況

(単位：件)

区分 \ 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
指定居宅サービス事業者等	136	137	153	149	124
指定障害福祉サービス事業者等	58	61	62	69	67
有 料 老 人 ホ ー ム	5	5	4	4	4
サービス付き高齢者向け住宅	7	2	2	5	9

9. しおり・リーフレット

本市の福祉行政における各種施策や取組などを、わかりやすく示した利用者用のしおり、リーフレットは次のとおりである。

- | | |
|--|------------------------------|
| ● 大津市 障害福祉のしおり | 障害福祉課 |
| ● 発達支援ガイドブック そだちあい | 障害福祉課 |
| ● 保育所・認定こども園・地域型保育
利用希望申込の手引き | 保育幼稚園課 |
| ● 子育てハンドブック
大津っ子 2019 年度版 | 子育て総合支援センター |
| ● 放課後児童健全育成事業
大津市立児童クラブ入所案内 | 児童クラブ課 |
| ● 平成 29 年度 ひとり親家庭等のしおり
母子家庭、父子家庭、寡婦のみなさんへ | 子ども家庭課 |
| ● 養育費と面会交流に関するパンフレット | 子ども家庭課 |
| ● 児童手当制度のご案内 | 子ども家庭課 |
| ● 赤ちゃんの駅 | 子ども家庭課 |
| ● 大津市ファミリーサポートセンター | 大津市ファミリーサポートセンター
(子ども家庭課) |
| ● 子ども虐待防止マニュアル
(Stop! 子ども虐待 子どもを虐待から守ろう!) | 大津市要保護児童対策地域協議会 |
| ● 生活保護のしおり | 生活福祉課 |
| ● よくわかる 大津市の介護サービス | 介護保険課・長寿政策課 |
| ● 認知症ガイドブック (認知症ケアパス) | 長寿政策課 |
| ● 認知症初期集中支援チームを知っていますか? | 長寿政策課 |
| ● 健康手帳 | 総合保健センター |
| ● 健康・福祉相談ホットライン | 福祉政策課 |

11. 参考：国における制度改革等に関する最近の動向

(障害福祉)

平成 21 年 12 月に内閣に設置された「障がい者制度改革推進本部」(以下「本部」という。)のもとで、半数以上の障害当事者を中心とする「障がい者制度改革推進会議」(以下「推進会議」という。)が平成 22 年 1 月から開催され、平成 22 年 6 月、第一次意見「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」がとりまとめられました。平成 22 年 12 月には、障害者基本法の改正に関する「障害者制度改革の推進のための第二次意見」をとりまとめました。ここでは、まず、障害者基本法改正の趣旨・目的として、「個性と人格を認め合うインクルーシブ社会の構築」、「障害概念を社会モデルへ変換、基本的人権を確認」、「施策の実施状況を監視する機関の創設」の 3 点について述べられています。

これを踏まえ、「改正障害者基本法」は平成 23 年 7 月に成立し、附帯決議も付され同年 8 月に施行されました。「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」は平成 24 年 6 月に成立し、この法律により「障害者自立支援法」に代わる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)(以下「法」という。)が制定され、法に基づく日常生活・社会生活の支援が共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを基本理念として、平成 25 年 4 月より施行されました。平成 26 年 4 月からは重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施され、平成 30 年 4 月からは一人暮らしの障害者の理解力、生活力等を補うための支援を行う「自立生活援助」、一般就労に移行した障害者に、就労に伴い生じる課題解決に必要な支援を行う「就労定着支援」が新設されています。

また、障害のある人と障害のない人が、お互いに障害の有無にとらわれることなく、支え合いながら社会で共に暮らしていくことが日常となるよう、国民の理解促進に努めるとともに、共生社会の実現を目指すため、行政、民間企業・団体、メディア等、多様な主体が連携して、幅広い広報・啓発の推進に取り組んでいます。

(児童福祉)

1. 「子ども・子育て支援新制度」の概要

「子ども・子育て関連3法案」は、国会審議等による修正等を経て、平成24年8月10日に成立し、8月22日に公布されました。

成立した「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく、子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」という。）は、社会保障・税一体改革の一項目として、消費税率の引き上げによる財源の一部を得て実施されるものであり、平成27年度から本格施行されました。

新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させ、子育てがしやすい社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を実現するものです。

【新制度の主なポイント】

- (1) 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育への給付である「地域型保育給付」の創設
 - 保育所などの認可制度の改善を行い、客観的な認可基準に適合し、必要な条件を満たす場合には、欠格事由に該当する場合や需給調整が必要な場合を除き、原則として認可
 - 市町村は、認可施設・事業に対し、施設等の利用定員を定めるなどの「確認」を行い、給付を実施
- (2) 認定こども園制度の改善
 - 認定こども園の類型の一つである「幼保連携型認定こども園」を、学校及び児童福祉施設の両方の法的位置づけをもつ単一の認可施設とし、認可や指導監督等を一本化することなどにより、二重行政の課題などを解消し、その設置の促進
- (3) 地域の子ども・子育て支援の充実
 - 全ての家庭を対象に地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、市町村は事業計画を策定し、その計画に基づき、保護者が地域の教育・保育、子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報提供・助言等を行う利用者支援
 - 子育ての相談や親子同士の交流ができる地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブなど、市町村が行う事業を新制度では「地域子ども・子育て支援事業」として拡充を促進

2. 待機児童解消加速化プラン

喫緊の課題である待機児童の解消に向け、平成 25 年 4 月、「待機児童解消加速化プラン」を策定し、子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、待機児童解消に意欲的に取り組む地方自治体の取り組みを全面的に支援することとされています。

その結果、待機児童解消に向けた「緊急集中取組期間」である平成 25 年度、平成 26 年度において、約 20 万人分の保育の受け皿が確保されました。今後、平成 29 年度までに、潜在的なニーズも含め、さらに約 50 万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童の解消を目指すこととされています。

(平成 27 年版「少子化社会対策白書」一部参照)

3. 「子供の貧困対策に関する大綱」の概要

平成 25 年 6 月、議員提出による「子供の貧困対策の推進に関する法律」が国会の全会一致で成立し、26 年 1 月に施行された。その後、同法に基づく内閣総理大臣を会長とする「子どもの貧困対策会議」において、「子供の貧困対策に関する大綱」案の作成方針が決定された。作成にあたっては、内閣府特命担当大臣の下、子どもの貧困対策に関し優れた見識を有する者や、貧困の状況にある世帯に属する者、これらの者を支援する団体等で構成される「子供の貧困対策に関する検討会」で、幅広く関係者から意見聴取がなされ、「大綱案に盛り込むべき事項について」がまとめられた。この政府提言を真摯に受け止めて作成された大綱案は、平成 26 年 8 月 29 日、「子供の貧困対策に関する大綱」として閣議決定された。

同大綱は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ること、また、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進することを、目的、理念としている。

【基本的な方針】

- 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 第一に子どもに視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 子どもの貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
- 子どもの貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。
- 教育の支援では、「学校」を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。
- 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないように配慮して対策を推進する。
- 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子どもに示すことなどの教育的な意義にも配慮する。
- 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を支えるものとして位置づけて確保する。
- 官公民の連携等によって子どもの貧困対策を国民運動として展開する。
- 当面今後 5 年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

(高齢福祉・医療)

後期高齢者医療制度は、既に十分定着していると考えられる。ただし、高齢化が進み、後期高齢者の数は増加しており、それに伴い、医療費も増大している。今後は、平成 25 年 12 月に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づき、必要に応じ見直しを行っていく。

国の取組の経過

1995年	高齢社会対策基本法
1996年	高齢社会対策大綱（閣議決定）
1999年	「今後 5 年間の高齢者保健施策の方向（ゴールドプラン 21） （計画期間：2000 年～2004 年）」
2000年	介護保険制度開始
2001年	高齢社会対策大綱（閣議決定）見直し
2005年	介護保険法改正
2005 年	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」制定
2008 年	後期高齢者医療制度開始
2010 年	高齢者医療制度改革会議「最終とりまとめ」
2012 年	社会保障・税一体改革大綱（閣議決定） 社会保障制度改革推進法 社会保障制度改革国民会議開催
2013 年	「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」成立
2015 年	医療保険制度改革関連法

（厚生労働省HP等資料 参照）

